

文京区告示 第百七十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十五条第一項の規定により、後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業の施行地区となるべき区域について、同条第二項の規定により準用する同法第七条の三第二項の規定により次のとおり公告し、都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）第九条の規定により区域を表示する図面を二週間公衆の縦覧に供する。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、同法第十五条第二項の規定により準用する同法第七条の三第三項の規定により、この公告のあった日から起算して三十日以内に、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告すること。

令和八年八月十八日

文京区長 成澤 廣



一 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称 施行地区となるべき区域一覧のとおり

二 縦覧期間 令和八年八月十八日から令和八年八月三十一日まで

三 縦覧場所 文京区春日一丁目十六番二十一号
文京区都市計画部地域整備課まちづくり担当（文京シビックセンター十八階北側）

四 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで（土曜日・日曜日及び祝日を除く）

五 未登記の借地権の申告期間 令和八年八月十八日から令和八年九月十六日まで

六 未登記の借地権の申告先 文京区春日一丁目十六番二十一号
文京区都市計画部地域整備課まちづくり担当（文京シビックセンター十八階北側）

七 申告方法 郵送及び持参

施行地区となるべき区域 一覧

[地目：宅地]

所 在	地 番	
文京区後楽二丁目	90番	1、2、3、4、5
同 上	91番	1、2、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、 14、15、16、17、18、20、21、23、24、 25、26、31、33、34、35、36
同 上	92番	1、2
同 上	93番	1、2
同 上	94番	1、2
同 上	95番	
同 上	96番	1、2
同 上	97番	1、2、3、4、5、6、7、8
同 上	98番	1、2
同 上	99番	1、2
同 上	100番	1、3、4、6、11、12、13、14、15、16、17、 18、19、20、21、22、23、24、25、26、 28、29、30、33、34、35、36、37、39、 40、41、42、43、44、46
同 上	101番	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、 13、14、15、16、17、18、19、20、21、 22、23、24、25、26、27、28、29
同 上	103番	1、2、5
同 上	104番	1、2、3、4、5、7、8、9、22
同 上	107番	1

[地目：公衆用道路]

所 在	地 番	
文京区後楽二丁目	91番	3、28、30、32

[公共用地（道路） 地目：宅地]

所 在	地 番	
文京区後楽二丁目	104番	16、17、18、19、20、21
同 上	105番	1、2、3
同 上	106番	4、5
同 上	107番	2、3、4、5、6、7、8

[公共用地（道路） 地目：公衆用道路]

所 在	地 番	
文京区後楽二丁目	105番	4

[公共用地（道路） 無地番]

文京区特別区道文第807号の一部、東京都市計画道路放射第7号線の一部、
東京都市計画道路環状第2号線の一部